

平成16年10月7日

## 平成16年の災害において認識された主な課題

課題の 分類	中小河川の洪水等 (新潟豪雨災害、福井豪雨災害)	高潮 (台風第16号等)	土砂災害 (台風第21号等)	津波警報 (東海道沖地震)
市町村における避難勧告等の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発出を判断するための具体的な基準がなく、河川水位や堤防の状況などがどのようになったら避難すべきかの基準等も明確になっていない。</li> <li>・河川管理者等において避難勧告の基になる河川水位、堤防の状況等の情報の収集・整理が十分になされていない</li> <li>・具体的にどこの場所でどのような事態の発生が予測されるのか、また、時間的余裕がわからない。</li> <li>・初動の災害対応で多忙を極めているうえ、情報処理能力を超える気象情報等の中で、現象の異常性や迫り来る事態の重要性を覚知することが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早い段階で気象庁から高潮警報(潮位予測、危険な時間帯を含む)が発表されていたにもかかわらず、市町村に正しく認識されていなかった(満潮時刻だけが危険であるとの認識等)ため、必ずしも事前の避難勧告・指示に結びついていない。</li> <li>・平成11年9月の熊本県不知火町の高潮災害を契機に、防災体制の整備やハザードマップの策定なども含めた「地域防災計画における高潮対策強化マニュアル」を地方公共団体に周知しているが、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在調査中。(以下は暫定的な整理)</li> <li>・市町村内で土砂災害の危険がおよぶ範囲がどこかについての情報がなかった。</li> <li>・住民が危険を感じたときには避難できる状況ではなかった。</li> <li>・土砂災害警戒避難基準雨量(警戒避難に関する基準)については土石流発生前に通知されていたが、避難勧告は発令されなかった。</li> <li>・土砂災害に関する避難基準が地域防災計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、津波警報の対象となった42市町村のうち、避難勧告を発令した市町村は12市町村にとどまっている。</li> <li>・平成11年7月の消防庁通知「津波警報が発令された場合等には、避難勧告・指示を発令すること」が徹底されていない。</li> </ul>

課題の 分類	中小河川の洪水等 (新潟豪雨災害、福井豪雨災害)	高潮 (台風第16号等)	土砂災害 (台風第21号等)	津波警報 (東海道沖地震)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川に囲まれていて全域が水没する市町村ではどこが破堤するのか、どこを避難場所に設定すべきかの判断が難しい。</li> <li>・市町村では気象や河川に関する情報を整理分析することが困難。</li> <li>・広報業務(問合わせへの対応等)が他の業務を圧迫している。</li> <li>・上流の状況等市町村の範囲を超えた広域的な状況が分からない。</li> <li>・堤防の決壊を経験したことがないことや治水施設の整備による安心感のため、市町村職員も決壊氾濫に対する危機意識が低下していた。</li> <li>・関係部局間で情報共有ができていない。</li> </ul>	<p>徹底されていない。</p>	<p>に記載されていない、又は、参考として記載されているだけで実際には運用されていない場合がある。</p>	

課題の 分類	中小河川の洪水等 (新潟豪雨災害、福井豪雨災害)	高潮 (台風第16号等)	土砂災害 (台風第21号等)	津波警報 (東海道沖地震)
住民の避難 行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線(同報系)も含めて情報伝達手段の整備が不十分である。</li> <li>・警報や雨量・水位情報は、市町村から住民への伝達は無かった。</li> <li>・河川から離れた場所では、避難勧告が出ても避難しない住民もいた。</li> <li>・堤防の決壊を経験したことがないことや治水施設整備が進んだことにより、安全だと感じていた。</li> <li>・以前経験した水害では大きな被害に至らなかったため、今回もその程度だという先入観があった。</li> <li>・避難場所が地震を前提として指定されている場合があり、水害の避難場所として適当でない場合がある。</li> </ul>		<p>現在調査中。(以下は暫定的な整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅が土砂災害の危険のある区域内にあるとの認識がなかった。</li> <li>・土砂災害に対して安全な避難場所が指定されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報が発表されていることを知りながら海岸部に近づいた住民がいる。</li> </ul>

課題の 分類	中小河川の洪水等 (新潟豪雨災害、福井豪雨災害)	高潮 (台風第16号等)	土砂災害 (台風第21号等)	津波警報 (東海道沖地震)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所に行くのではなく、家屋の2階に上がることが適切な場合があった。</li> <li>・浸水している中で避難途中の住民が亡くなるケースがあった。</li> </ul>			
高年齢者等の 災害時要援護者の被災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者行方不明者のうち、高年齢者等の災害時要援護者の割合が高い。</li> <li>・保育園児が避難できずに取り残された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者行方不明者のうち、高年齢者等の災害時要援護者の割合が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者行方不明者のうち、高年齢者等の災害時要援護者の割合が高い。</li> </ul>	